

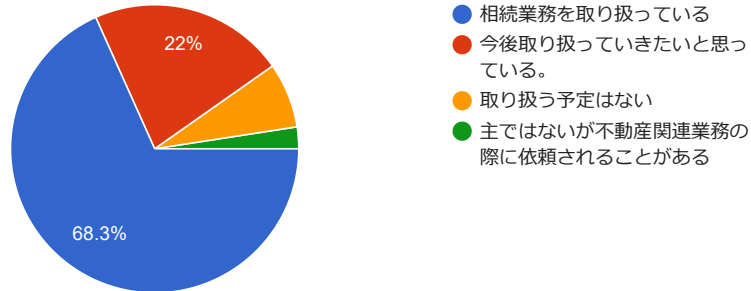
令和4年度第2回研修会アンケート

41件の回答

1. 研修テーマである「事例から学ぶ相続業務～受任から終件までの流れについて～」についてですが、本日テーマとなった業務は取り扱ってますか？



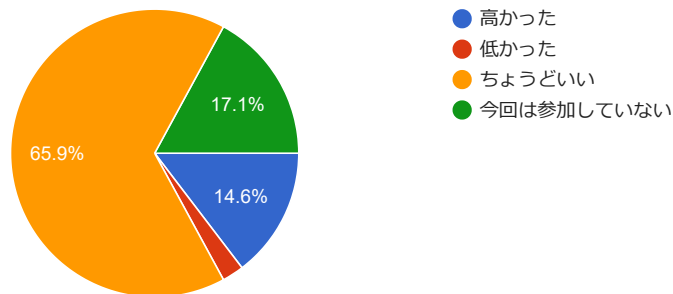
41件の回答



2. 内容のレベルはご自身にとっていかがでしたか？



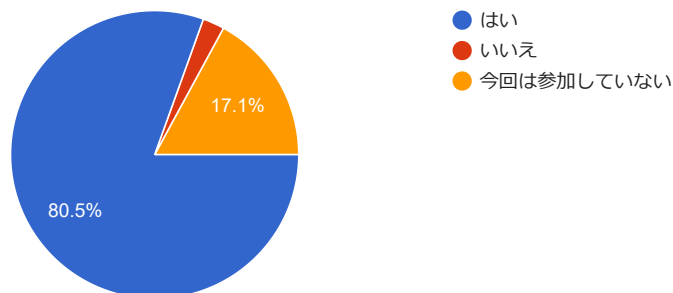
41件の回答



3. 今後の実務で役立ちそうですか？



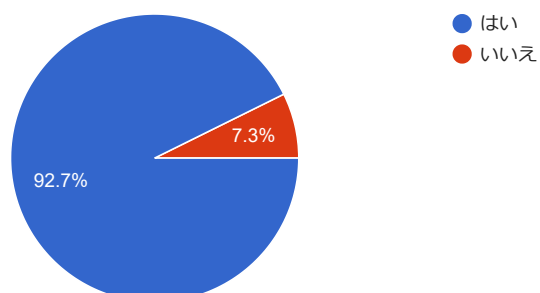
41件の回答



4. 今後も同じテーマで研修を受けたいですか？



41件の回答





41件の回答



回答を受付中



概要

質問

個別

5. 開催日時についてご意見ご要望がござい



5 / 7 個目



5. 開催日時についてご意見ご要望がございましたらご記入ください。

31件の回答

上条先生、有難うございました。具体的な資料を提供して頂き判りやすかったです。このような事例の場合は、遺産分割協議を2回やる方法をとっていましたが、先生の文言で遺産分割協議をした場合は、1回で済みますね。また、銀行等にあらかじめ問い合わせの文書を送るというのも参考になりました。銀行の場合は、銀行ごとにネットで予約を入れて窓口で相談をしておりました。存否等を尋ねるだけなら、文書の郵送がいいですね。大変参考になりました。また、デジタル資産についても、現段階では当方のやり方しかないことが確認出来ましたので内心ホッとしております。

1件の回答

ZOOMで参加できるのであれば、特に日時に関してはこだわりはない。

1件の回答

例えば火曜日などのように曜日が概ね決まっているとありがたいです。

1件の回答

どちらかというと平日の方がありがたいです。

1件の回答



土日の開催を希望します

1件の回答

特にありません。

1件の回答

土曜日の午後

1件の回答

特になし

1件の回答

秋頃

1件の回答



41件の回答



回答を受付中



概要

質問

個別

6. 今後研修で扱ってほしいテーマを教えてください

< 6 / 7 個目 >

6. 今後研修で扱ってほしいテーマを教えてください。（いくつでも）

26件の回答

研修とは少し違うかもしれませんが、2つ。「GOTOトラベル」と支部会「マイナンバー相談員」の相談会の開催です。前回のGOTOは行政書士の代理が可能でした。来月行われるGOTOに向けて対応できる研修があるといいと思います。私事ですが、ここ数か月「かながわ旅割」事務局で働いていて少し多く情報を得ました。クーポンのお土産屋さんが少ないや宿のフロントでの対応が難しい店舗がある等、行政書士の入り込む余地は多そうです。また、ワクチン接種証明書が要件なのですが、デジタル庁のワクチン接種証明アプリはマイナンバーカードが必要であり、GOTOとマイナンバーは被る所もあります。一方、近ツリの方でマイナンバー申請事業を受けたそうなので、行政書士会としても、マイナンバー普及の実績を積んでいって欲しいです。ネットで、マイナンバー相談員を検索すると、他の単位会では、相談会を実施しているところもあるようです。八王子としても何かできることがあるのではないかと思います。

1件の回答

会社設立、申請取次業務関連、その他知識として蓄積したいのでどんなテーマでも。需要は少ないかもしれませんが、ニッチなテーマも期待しています

1件の回答

再生医療、性風俗特殊営業、パチンコ、ダーツバー

1件の回答

遺言以外の、公正証書として扱う業務いろいろ



質問 回答 41 設定

酒類免許、風宮法関係、建築業関係について

1件の回答

補助金申請業務に関わる事業計画書の事例

1件の回答

経審、CCUS・ドローン・入管関連

1件の回答

相続登記、相続税、民事家族信託

1件の回答

成年後見人関連 申請取次業務

1件の回答

インボイス、税制など

1件の回答

建設業の許認可など

1件の回答

ドローンの許認可

1件の回答

技能実習生関連



質問 回答 41 設定

補助金業務

1件の回答

農地転用

1件の回答





41件の回答



回答を受付中



概要

質問

個別

7. 研修会についてお気づきの点や要望がご



7 / 7 個目



7. 研修会についてお気づきの点や要望がございましたらご記入下さい。

27件の回答

大変素晴らしい講義で2時間では足りずもっと聞きたいと思いました。また、供託を質問したのですが、条分上民法494条1項2号はお答えの通りでしたが、1号の方で、拒んだときにも供託できるとありました。全然別の件なのですが、ストーカーが姉に執拗に関係を持つとして、金銭を送り付けて来たのですが、姉は弁護士に頼み供託で受け取らないで済むとアドバイスを受けたそうです。ストーカーの相手の住所は知っているけど、使えたことがあったので、使えるのではないかと思い質問しました。ご回答頂き、先生の真意を考えたのですが、先生のやり方だと司法書士を使わずに行政書士だけで完結できるメリットがあるのではないかと結論に至りました。実際供託するかしないかは別として、言わばブラフとして例題の姉に受け取らないのなら供託するので、不服があれば異議申し立て手続きから裁判を行ってくださいと言ってみることになります。大体解決するとは思いますが、ブラフとはいえ、姉が万が一裁判しますと言ったら、供託しないといけないので、司法書士に頼み、行政書士で完結できなくなるのではないかと。一方上条先生のやり方なら、行政書士の業務の範囲内で解決できるというメリットがある。問題は、コミュニケーションの間でいかに姉の態度を見抜くかが大事だと思いました。

1件の回答

上條です。供託の件、ご質問ありがとうございました。ご提示いただいた事例において、一点気になることとしては、件のストーカーは「債権者」に該当するかどうかです。受け取ってしまったという事実が、贈与に該当すると捉えられてしまうと、履行済み部分について、相手に返還する法律的根拠がなくなります。望んでいない受領と言うことであっても、非債弁済となり、相手は債務がないことを知りつつ金銭を支払ったということになり、返還請求は認められません。ということになりますと、そもそもが「債権者」ですらないということになり、法務局が供託をさせてくれるかどうか？というのが、率直に感じたことではあります。該当の案件、私であれば、現金書留で相手に送りつけます。相手が受け取り拒否をする可能性は高いですが、こちらに戻ってきても、受け取りに行かず、郵便局にそのまま放置、にするかもです。あまりおすすめできる方法ではないかもしれませんが、拒絶に意思表示をすることは大事ですね。（長文失礼いたしました）

1件の回答



質問 回答 41 設定

1件の回答

いつも研修の企画ありがとうございます。実際の事例に基づいた内容と、ワークでの意見交換を交えた構成でとても勉強になりました。

1件の回答

時間ももたないなのでオンライン中のワークは極力避け、講義一本でご指導いただけると助かります。

1件の回答

上条先生に再度相続実務について、4時間くらい時間をとっていただき、是非再度講義を聞きたい！

1件の回答

ありがとうございました！ズーム開催の運営もお見事でした。でもやっぱり会場が良いですね(笑)

1件の回答

ハイブリッド大変かと思いますが、受講しやすくとても助かります。ありがとうございます。

1件の回答

いつもお世話になっております。今回は日程の調整がつきませんでした。

1件の回答

特にありません。先生方お忙しい中、いつもありがとうございます。

1件の回答

大変勉強になりました。ありがとうございました。



質問 回答 41 設定

分割協議書第2条にしひれました。

1件の回答

ズームは便利です

1件の回答

特になし。

1件の回答

